

熱海市小中学校タブレット端末保守等業務委託 仕様書

1. 業務委託名

熱海市小中学校タブレット端末保守等業務委託

2. 業務内容

(1) タブレット端末に係る保守（各端末へのキッティング、ヘルプデスク、故障・紛失・盗難時の対応窓口を含む）

- ・契約期間中、平日（土日・祝祭日・年末年始・お盆等を除く）9時から17時まで、ヘルプデスクを設け、各学校及び市教育委員会から電話またはメールによる問い合わせ、ならびに紛失・盗難・故障時に対応すること。
- ・端末の紛失・盗難・故障等の際は、郵送等にて速やかに再キッティングを施した交換品を指定の場所へ届けること。
- ・交換時にかかる端末の回収・配送費用、eSIM再発行手数料は受注者の負担とする。
- ・各学校及び市教育委員会からの求めに応じて、MDMやWebフィルタリングの代行操作を行うこと（iPadの各種機能制限設定変更、アプリ配信、Webクリップ配信、フィルタリングのカテゴリ変更、特定URLのホワイトリストまたはブラックリスト登録等）

(2) 授業支援アプリ等のアカウント管理

- ・ロイロノートスクール、eライブラリアドバンス、本市で利用しているGoogle Workspace for Education及び学習eポータル（NTTコミュニケーションズ株式会社が提供する「まなびポケット」）等（以下、「授業支援アプリ等」という。）のアカウント登録、変更、削除を行うこと。

(3) 年次更新作業

①タブレット端末

- ・市教育委員会からの指示により、利用者が変更となる年次更新対象端末の初期化及び再設定を実施すること。
- ・初期化及び再設定はMDMの機能によりリモートでの実施を可とする。
- ・利用者が変更となる年次更新対象端末の回収及び各学校への再配置は市教育委員会で行う。

②授業支援アプリ等アカウント

- ・市教育委員会から提供される新年度の利用者情報に基づき、授業支援アプリ等の年次更新作業を行うこと。
- ・契約期間中に追加したソフトウェアのアカウント登録及び年次更新については、委託者及び受託者双方により別途協議のうえ決定すること。

(4) iPad OS アップデート作業

- ・タブレット端末配置場所（各学校及び市教育委員会）において、年1回実施すること。
- ・実施時期については、市教育委員会と協議のうえ決定すること。
- ・アップデート作業がソフトウェア等の不具合により実施困難な場合、市教育委員会と連

携して解決にあたること。

(5) 研修の企画、実施

①教職員向け研修

- ・導入する学校の教職員がタブレット端末等を的確に操作するための研修を提案し、実施すること。
- ・操作研修のほか、タブレット端末等の効果的な活用や、アプリケーションを用いた効果的な学習等、市のICT教育の推進に寄与する研修を提案し、実施すること。

②児童生徒向け研修

- ・児童生徒が安全に正しくタブレット端末を使用するため、デジタルシティズンシップ研修を提案し、実施すること。

(6) 定例会の実施

- ・契約期間中、月次による定例会を実施すること。(対面またはWeb会議システム)
- ・定例会ではヘルプデスクの対応内容、各学校におけるデータ通信利用量、授業支援アプリの活用状況、アンケートやアプリ利用実績等による効果測定結果等を資料にまとめ報告すること。
- ・市教育委員会の求めに応じ、市のICT教育の推進に寄与する情報提供及び助言等を行うこと。

(7) タブレット端末の撤去

- ・賃貸借期間が終了する際、受託者は市教育委員会と協議のうえ、ヘルプデスクと連携し、全ての端末に対し、初期化配信(「暗号化消去」によるデータ抹消等、端末初期化を含む)を実施すること。
- ・撤去端末は、各学校または市教育委員会から受託者の指定拠点へ送致し、受託者により初期化の実施有無を確認すること。また、正常に初期化できていない端末は、受託者により端末を強制初期化する。初期化された撤去端末は、受託者がリース返却拠点に返却する。これらに要する費用は受託者の負担とする。
- ・受託者は、市教育委員会にデータ抹消完了の証明書を提出すること。

3. 業務委託期間及び支払い方法

令和8年1月1日から令和13年3月31日まで(63か月)を業務委託期間とする。

支払いについては、業務委託料総額を63で除して得た額を月額相当分とし、下記のとおり支払うものとする。

第1回(令和7年度分)	3か月分	支払時期: 令和8年4月
第2回(令和8年度分)	12か月分	支払時期: 令和9年4月
第3回(令和9年度分)	12か月分	支払時期: 令和10年4月
第4回(令和10年度分)	12か月分	支払時期: 令和11年4月
第5回(令和11年度分)	12か月分	支払時期: 令和12年4月
第6回(令和10年度分)	業務委託料の残額	支払時期: 令和13年4月

4. 契約金額等

見積金額は、上記「２．業務内容」に係る費用のほか、別途契約する「熱海市小中学校タブレット端末賃貸借」により導入するタブレット端末及び周辺機器（以下「タブレット端末等」という。）の搬入、搬出、初期設定及び賃貸借期間満了後のタブレット端末撤去に係るすべての費用を合算した額（消費税及び地方消費税を含むものとし、算定にあたっては、消費税及び地方消費税の税率を 10% として算出する。）とする。

５．タブレット端末配置場所及び数量

タブレット端末配置場所	数量
第一小学校（西山町 41 番 1 号）	1 8 9 式
第二小学校（桜町 3 番 20 号）	1 6 8 式
多賀小学校（下多賀 920 番地の 1）	2 9 0 式
伊豆山小学校（伊豆山 711 番地）	3 8 式
桃山小学校（桃山町 6 番 5 号）	4 4 式
泉小・中学校（泉 280 番地）	3 9 式
初島小・中学校（初島 219 番地）	1 3 式
熱海中学校（桃山町 7 番 7 号）	2 6 4 式
多賀中学校（下多賀 1549 番地の 1）	1 9 4 式
熱海市教育委員会事務局（中央町 1 番 1 号）	8 式
合 計	1, 2 4 7 式

ただし、受託者は、業務委託期間中に、利用者の入学、転出入、卒業等によりタブレット端末配置場所における端末の数量について変動することを承知するものとする。

６．その他

（１）セキュリティ対策

- ・熱海市情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準に基づき、児童生徒及び教職員が安全安心に利用できるようにセキュリティ設計や利用ルール作成の支援を行うこと。